

那珂湊海上花火大会 水面に映る鮮やかな光

ひたちなか市第2期観光振興計画策定の経過

平成 26 年 7 月 17 日	第 1 回策定委員会(委嘱状交付、策定作業スケジュール協議)
平成 26 年 9 月 29 日	第2回策定委員会(市観光の現状について意見交換)
平成 26 年 12 月 17 日	第3回策定委員会(計画案基本設定に関する協議)
平成 27 年 1 月 10 日	パブリックコメント募集(~平成 27 年 2 月 12 日)
平成 27 年 2 月 23 日	第 4 回策定委員会(計画事項及びパブリックコメント回答の協議)
平成 27 年 2 月 23 日	パブリックコメント回答(市民 4 人、8 つの提案に対する回答)
平成 27 年 3 月 25 日	第5回策定委員会(最終回、推進会議へ移行提案)
平成 28 年 3 月 25 日	庁議決定

ひたちなか市観光振興計画策定委員会 設置要項

(趣旨)

第1 この要項は、本市観光によるまちづくりの指針となるひたちなか市観光振興計画の策定に伴い、観光振興計画の審議を行うひたちなか市観光振興計画策定委員会 (以下「委員」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) ひたちなか市観光振興計画の策定に関すること。
 - (2) その他必要なこと。

(委嘱)

第3 委員会の委員は、観光に携わる学識経験者及び関係団体等から、市長が選任し委嘱する。

(委員長及び副委員長)

- 第4 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、第3に規定する以外の者を会議に出席させることができる。

(設置期間)

第6 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(謝礼)

第7 委員の職務については、無報酬とする。但し、アドバイザーについては、必要に 応じて謝礼を支払う。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、ひたちなか市経済部観光振興課において処理する。

(補則)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成26年 7月 1日から施行する。

ひたちなか市観光振興計画策定委員会 委員名簿

(就任:平成26年7月17日 ※順不同)

所属	氏 名 備 考
ひたちなか商工会議所会頭 ひたちなか市観光協会 会長	鈴木 誉志男 委員長
ひたちなか市観光協会 副会長	黒澤一副委員長
ひたちなか海浜鉄道(株)代表取締役社長	吉田千秋
国土交通省 関東地方整備局 国営常陸海浜公園事務所 調査設計課長	二上克次
常陸農業協同組合 営農部 営農指導課長 勝田営農センター長	飛 田 平 一
那珂湊漁業協同組合 参事	大津 直也
ひたちなか商工会議所青年部 会長	佐藤昭夫
(一社)ひたちなか青年会議所 理事長	瀬谷雄一
おらが湊鐵道応援団 団長	佐藤彦三郎
特定非営利活動法人 くらし協同館なかよし 理事長	塚 越 教 子
茨城県商工労働部観光物産課 課長補佐(総括)	大 谷 美恵子
ひたちなか市経済部長	白 土 利 明

ひたちなか市観光振興計画策定委員会 アドバイザー				
帝京大学 経済学部 観光経営学科長 教授	+	_	1,1,	
まちづくりラボ・サルベージ(株)相談役		I	IX.	

平成28年3月 発 行 ひたちなか市経済部観光振興課